

医政地発0524第1号
令和5年5月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅳの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅳについては、「医療従事者の確保に関する事業」を対象としています。以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」

- ① 「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年2月19日医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別添の2.（2）②の経費に関し、総合的な診療能力を持つ医師に限らず、都道府県の実情に応じた診療科の医師の養成のための卒前・卒後の教育（※）に寄与し、養成した医師を地域に派遣することを目的とした寄附講座を運営するための経費
※ 卒後の教育には、リカレント教育も含むこととして差し支えないが、女性医師支援センター事業等の既存事業において対象となる復職支援については対象外。
- ② 医師派遣が可能な医療機関から、医師の確保を図るべき区域にある医療機関や、医師の勤務環境改善を行ってもなお、年通算の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える又は超えるおそれのある医師が所属する医療機関等へ医師派遣を行う場合に必要経費（ただし、令和3年2月19日医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知の別添の2.（2）①の経費との重複は不可。）

上記①及び②を含めた医師派遣についての当該基金の活用にあたっては、地域医療支援センター等により、医師少数区域に所在する医療機関における医師の確保の動向、医師多数区域に所在する医療機関において医師が確保されている要因、その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析等を行い、医師の確保が必要な医療機関をあらかじめリスト化する等により把握するとともに、地域医療対策協議会と協議の上、必要な医師派遣について支援を行うこと。なお、既に支援している医師派遣や医師派遣を伴う寄附講座についても、同様の過程を経て支援することが望ましい。